## 商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

1 日時

平成 23 年 10 月 21 日 (金曜日) 午後 1 時 16 分開会、午後 1 時 45 分散会

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

熊谷泉委員長、髙橋但馬副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、軽石義則委員、 福井せいじ委員、工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菅原担当書記、熊原担当書記、木村併任書記、村上併任書記

6 説明のために出席した者

商工労働観光部

齋藤商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、 松川経営支援課総括課長、福澤産業経済交流課総括課長、戸舘観光課総括課長、 保企業立地推進課総括課長、津軽石雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、 飛鳥川商工企画室企画課長、猪久保雇用対策・労働室労働課長

7 一般傍聴者

1人

- 8 会議に付した事件
- (1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

議案第31号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第8号)

- 9 議事の内容
- ○熊谷泉委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

議案第 31 号平成 23 年度岩手県一般会計補正予算(第8号)第1条第2項第1表歳入歳 出予算補正中、歳出第11款災害復旧費を議題といたします。当局からの提案理由の説明を 求めます。 ○高橋副部長兼商工企画室長 それでは、商工労働観光部関係の平成 23 年度一般会計補正 予算について御説明申し上げます。議案 (その3) の3ページをお開き願います。当部関係 は11 款災害復旧費の300億10万2,000円の増額補正であります。

主な内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の6ページをお開き願います。

11 款災害復旧費、6項商工労働観光施設災害復旧費、2目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費300億円は、被災した複数の中小企業等が一体となって復旧、復興を行おうとする場合にその施設設備の復旧整備に要する経費の一部を補助しようとするものであり、国の予備費による措置に対応して増額補正を行おうとするものであります。以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○斉藤信委員 今、本会議での質疑もありましたので、改めてお聞きをしますが、この間第 1次の4分の3グループ補助の申請数、申請事業費、そして決定されたグループ数と事業者 数、事業費、第2次の申請の状況をまず第一にお聞きをしたい。
- 〇松川経営支援課総括課長 まず、第 1 次の公募でありますが、応募グループ数が 51 グループ、それから規模額が 545 億円、交付決定をしたのが 8 グループ、116 社で 77 億円となっております。

それから、第2次公募でありますが、公募グループが35グループであります。希望額が334億円でございます。

[斉藤信委員「抜けているね、51 グループ、何社、第2次も」と呼ぶ]

- 〇松川経営支援課総括課長 失礼しました。51 グループで 339 社であります。第1次公募については 339 社であります。それから第2次グループについては 263 社でございます。
- ○斉藤信委員 私は、前回の委員会でも予算の枠が少なかったということもあって、グループを再編して事業費も圧縮したと。現場では3分の1に圧縮されたと、こういうふうに言っておりました。今回300億円の新たな補正になりますが、さっきの本会議での答弁では、3分の1に圧縮された分の補助率上げるのだと、こういう話で予算調製課の説明によると圧縮された8割は戻せるのではないかと、こういう説明をいただきましたが、3分の1に圧縮された事業費は、考え方としてどこまで補助率を戻せるのか、このことをお聞きします。
- ○松川経営支援課総括課長 第1次の認定グループについては、国のほうで調整していることですが、4分の3の補助になるようにということで調整している段階でございますけれども、実際にはその事業の中身と申しますか、具体的な事業を進めるに当たって、必要な施設などというものになろうかと思いますので、最初から4分の3ということではなくて、必要な事業費の範囲ということであります。いずれ基本的には当初の計画されていた事業費になるように組み込んで調整していきたいと思います。
- ○斉藤信委員では、改めて聞きますけれども、第1次で51グループ、339社、545億円の

申請が8グループ、116社、77億円というふうに決定されたわけですね。この8グループ、 116社の当初の申請額は幾らだったのですか。それが77億円になったということは、これ はどのぐらい圧縮されたということになりますか。

○松川経営支援課総括課長 およそ3分の1になった――77 億円というのはおよそ3分の1だったということでございます。

○斉藤信委員 そうすると、先ほど松川総括課長の答弁だと4分の3に戻すと、考え方は、 基本的には。というふうに、もちろんその事業費の精査で精査されるのはあるかもしれない が、考え方としては当初の4分の3に戻すことが基本だと、こういうふうに理解していいで すか。私が予算調製課から聞いたときには8割まで戻すという話でしたが、それは精査分と いうふうに受けとめていいのか、基本的には4分の3に戻るということで理解していいの ですか。予算調製課の8割というのは皆さんはどういうふうに受けとめていますか。

○松川経営支援課総括課長 先ほど申し上げたとおり、その事業費の中で対象になるものというものを精査する必要がございますので、そういった考えで予算調製課のほうは話したと思います。基本的には4分の3に戻すということですが、先ほど言ったようにその中で事業費の対象としてなるもの、計画を実行するに当たって必要なものということになろうかと思います。

○斉藤信委員 基本的にはまず4分の3に戻すという基本的な考え方で理解していいと思うのです。もちろん事業費の精査はあるでしょうから、100%ということではないかもしれないけれども、これは大変歓迎されますよ。当初の4分の3ということで期待してそれが3分の1になったのですから、それが基本的は戻されるということは、これはもう補助率3倍になりますからね。私は今回の予算措置は大変中小業者にとって本当に一番効果的な、これは現段階では事業なので、これも大変喜ばれる施策だというふうに思います。

それで、第2次が35グループ、263社申請して、その総事業費は334億円だと。現段階でこれだけの申請が出ていて、これは50億円ちょっとでしたね。今回さらに300億円というふうになった場合、これは第2次は第2次で、これは今調整中なのでしょうか。これはもう4分の3でやると、そして今度の300億円で、さらにそこに漏れた方たちを救済するといいますか、応募の仕方は単純ではないと思いますが、そういうふうに考えてよろしいのか。〇松川経営支援課総括課長 2次で公募された、35グループの中で今選定しているということでございまして、予算額が54億円ということで限られておりますので、余り多くのグループを拾うということはちょっと厳しいかと思いますが、考え方としては4分の3以内ということですし、それから事業費は先ほど申し上げているとおり、中身はちょっと精査しなければなりませんので、そこは精査させていただきたいと思います。

○斉藤信委員 そうすると、第2次については、第1次のような3分の1のような圧縮はしないと、二度手間ですからね。やってしまえば、あと戻さなければだめなので、こういう300億円の補正予算が出た段階では、そういう二度手間ではなく4分の3で、そしてできるだけ早く今回の300億円の具体化といいますか、図る必要があるのではないか。

そして、今度の300億円でどうなのでしょうか、それですべての申請にこたえられるのか、 きのう臨時国会も始まりましたけれども、第3次補正予算における中小企業対策、これがど ういうものがあるのかあわせて示してください。

〇松川経営支援課総括課長 まず、300 億円ということで申請にこたえられるか、これからの、10 月 19 日から 11 月 8 日までの公募をしておりますので、新規で申請される方たちもいると考えられますし、あるいはこれまで申請して、例えば1次で漏れたといいますか打診なかったところも改めて出すというところもあろうかと思いますので、それら全体を見ながら進めていきたいと思います。

それから、国の3次補正ですけれども、主に円高対策というふうに理解しています。

- ○斉藤信委員 もうちょっと明確に、第一次が339社申請して、116社が8グループに再編成されたと。そうすると大体223社が漏れたということになるのです。第2次で263社が35グループで申請していますから、これは漏れた場合でも数的には今度のやつで第2次申請からそんなに大きくはふえないのかなと。ただ、300億円ということになると、さらに希望が広がる可能性があるのかどうか、それわかりませんか。
- ○松川経営支援課総括課長 現時点では、これからの申請というものもございますので、今の段階でちょっと予測というのはいたしかねるところです。
- ○斉藤信委員 被災を受けた中小業者の数からいったら、私はちょっとこの程度ではないのではないか、もっともっと申請したい業者がかなりいるのではないかという感じがしますので、さっき第3次補正のことを聞いたら円高対策が中心だということで、私はここで終わるわけにはいかないのではないかと、引き続き国に対してこの中小企業に対する、特に被災した中小企業に対する抜本的な対策を求めていく必要があるのではないかと思います。

それで、例えば第1次、これが補助率が上げられるのですけれども、77億円の第1次の、これ補助金決定ですね。これはどういうスキームで補助金が交付されるのか、ここ教えてください。

- ○松川経営支援課総括課長 まず、補助金の交付決定をしまして、事業を実施していただくと、設備を買ったり、施設を建てたりということであります。それが完了いたしましてから書類の審査とか、補助金交付申請をしていただいているので、書類の審査とか、現地で実際に現物があるかどうか、あるいはそのとおりできているかというのを確認いたします。そこで、額を確定しまして、支払いの請求を受けて支払うという一連の流れになっています。
- ○斉藤信委員 そうすると、事業者がまず最初は借金をして、建物を整備するなり、設備を購入するなり、それは中小企業近代化資金の活用と、セットでなされているわけですね。たしか当初出されたときには中小企業近代化資金もその資金もセットで出されましたが、その手立ては十分なのでしょうか、この300億円を活用するというのでね。

[「違う」と呼ぶ者あり]

〔斉藤信委員「違う。正確に教えてください」と呼ぶ〕

○松川経営支援課総括課長 まず補助金と、それから近代化資金もあるわけですけれども、

民間の金融機関もございますので、そういったところからの借り入れなど自己資金というか、そういったもので資金の手当てをしていただくと。その一つの手段としては高度化資金というのがございます。

高度化資金については、補助金の対象としていた企業の中で、申し込みを希望するところがございましたので、それについては実はこの事務はいわて産業振興センターのほうでやっておりますので、そちらのほうに申し込みをしていただいて、審査をして貸し付けするかどうかというのは決定していくというふうになります。

- ○斉藤信委員 高度化資金、これは申請があれば十分対応できるということで理解していいわけですね。
- ○松川経営支援課総括課長 今のところ申し込みが――聞いているところですけれども、 35 社からあったということですが、予算の範囲内ということでございます。
- ○斉藤信委員 わかりました。では、先ほど本会議でも聞かれた財源についてお聞きしますが、この歳出の関係でいけば 200 億円が国庫、そして一般財源が 101 億 1,500 万円、これは歳入で見ると、これ地方交付税措置と。これあれですか、予備費というのはセットで出されているのですか、県負担分も地方交付税、そして事業費という形になっているのでしょうか。それとも今回の予備費が交付税になるということなのですか、そうではないのですか。
- ○高橋副部長兼商工企画室長 詳細承知しておりませんけれども、今回予備費で活用されるのは国庫一括支出金ということで 200 億円というふうに承知しております。ということですので、その一般財源の手当てたる地方交付税については別途の予算措置の中で手当されるものというふうに承知しています。
- ○斉藤信委員 わかりました。そうすると、予備費は200億円、国庫負担分ですね。そして、別の形で交付税措置されるので歳入は地方交付税で見ると、こういう形で、基本的には4分の3というのは国の負担ということで理解していいわけですね。わかりました。今度の300億円の新たな補正については、今後どういう形で広報して決定するか、私はこれ一定のスピード感を持って、余り急いでも申請したい人ができなければ困るわけだけれども、しかしもう7カ月たっている中で、一定のスピード感を持って速やかに、これは具体化、執行されるべきだと思いますが、2次の決定の見通し、3次の執行の見通し示していただきたい。
- ○松川経営支援課総括課長 まず、2次公募の関係でございますが、国のほうに今申達している段階でございまして、恐らく11月になってから決定すると思います。

それから、3次公募でございますが、10月19日から11月4日(後刻「11月8日」に訂正)までの公募期間でございますので、その後県で審査を行い、事業精査等も含めまして国のほうに申請といいますか、申達いたしまして、国のほうでも審査会を開く予定になっておりますので、その上で決定ということになりますと、これまでのかかっている期間等をカウントしますと12月になってからと思います。

○斉藤信委員 わかりました。そうすると第3次については、11月19日から12月8日まで公募して年内決定ということで、年内にはこれは決定がされるというふうに受けとめて

よろしいですか。

○松川経営支援課総括課長 3次の見通しについては、これまでの審査のかかっている期間を類推するとそれくらいかということでございますので、これで決定するかと言われますと、国のほうでの最終的な決定もございますので、そういうことでご理解いただけたらと思います。

〔斉藤信委員「わかりました」と呼ぶ〕

- 〇松川経営支援課総括課長 済みません、公募期間ちょっと間違っていまして、10月19日から11月8日でございます。失礼いたしました。
- ○渡辺幸貫委員 鶏と卵だかわかりませんが、この間のはさんざん議論しまして、元金と利息を凍結するという機構ができましたですね、そういうのをやるのだと。それで元利がとりあえず立てかえてくれるのだったら、どうも、やれて、これに該当するかもしらんという企業があるのか、それともこれに何とか該当するようだから元利は凍結してあげようかという逆の議論もあるかと思います。その辺の対象といいますか、そのあんばいを聞かせていただきたい。
- ○松川経営支援課総括課長 まず、この補助金の対象でございますけれども、中小企業がグループを構成して、そして復興事業計画という計画をつくっております。その計画を県が認定をして、それに対して国のほうに上げまして、最終的には補助金を決定するということになっております。そのグループを構成する中で、いろんな企業があるとは思いますけれども、その構成した企業の中で、機構での買い取りをするような企業も中にはあるかもしれませんが、いずれ補助金も活用しながら、いわば支援のメニューの一つというふうに考えていただきまして、補助金も一つの支援、それから機構を立ち上げることによって債権を凍結するということについてもいわば支援のメニューの一つということで、いわば総合的に被災した中小企業を支援していくということになるかと思います。
- ○渡辺幸貫委員 確認をしますが、関連してないということですか、相関関係はないという ことですね。
- ○松川経営支援課総括課長 それぞれの制度ということでございます。
- ○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
- これより採決をいたします。お諮りをいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○熊谷泉委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしま

した。

以上をもって本日の審査を……

〔斉藤信委員「委員長」と呼ぶ〕

- ○斉藤信委員 今私ちょっとこの際で渡辺委員が取り上げた二重ローンの問題で、実は3 党合意が決着ついたのですね。そして、二本立ての二重ローンの救済の方向がかなり明確に 出ました。ちょっとそれについて説明いただきたい。
- ○飛鳥川商工企画室企画課長 本日の新聞報道もされております。二つの機構ということで大変紛らわしいという部分もございますけれども、一つは今回の議会に予算提案をさせていただいております産業復興機構、これについては従来どおり粛々と進めながら買い取りを進めていくというのが基本路線でございます。

一方、東日本大震災事業者の再生支援機構、これが3党合意の中で合意を示されて、年度 内に設立する方向というふうに聞いております。こちらの支援、大きな違いにつきましては 支援対象の違いというふうに考えております。まずもって、当初は産業復興機構のほうもす べての事業者を対象とするという幅広く扱うということでございましたけれども、あくま でも新規融資の促進というものが出口としてございましたので、逆を言うと新規融資がで きないような事業者については買い取りの対象から外れていく、そういった可能性が強か ったわけです。それに配慮いたしまして、今回の東日本大震災の機構につきましては、こう いった新規融資が伴わないものについてもある程度国が資金を出しながら買い取っていく 新たな制度というように認識をしております。

○斉藤信委員 これは私画期的な困難な、いわば業者も対象にすると。きょうの報道を見ますと、大体 2,000 億円から 3,000 億円規模で買い取りと。ですから、3 県がつくる規模とほぼ同額かそれ以上なのです。岩手でも 500 億円以上ということになると思います。それで、二つちょっとお聞きしたいのは、今度新たにつくる支援機構の場合は、リース債権及びその信用保証協会の中小債権を含むと。この間の議論でリースは対象にならないということなので、私は本当にこれ片手落ちだなと思ったのですが、今度の場合はそのリース債権も対象になると。そういう点でいけば大変画期的な、対象は広がるし、リース債権も対象になるということで、これは大変大事なものではないかと。

あともう一つ、いずれにしてもいわば県が一緒に設置したものの一番の利点は、やっぱり 相談センターなのです。新しい機構の場合、そういう相談センターの機能というのはどうな るのか、これは二本立てで全く県がつくったものと、今度国が主導でつくるものというのは 協力し合えるのか、全く別個なのか、その相談機能はどういう形で示されているのか、この 2点お聞きします。

○熊谷泉委員長 今斉藤委員から質疑ありましたが、これについては今答弁もらいますが、 あの……

〔斉藤信委員「いいですよ、それで終わるから」と呼ぶ〕

○熊谷泉委員長 いいですか。

- ○斉藤信委員 はい。
- ○飛鳥川商工企画室企画課長 まだ新聞報道等のほうで私ども承知している程度のもので ございまして、そこまでの詳細なものについては把握しておりません。逆に今回の機構がで きるということで相談センターを切り分けるというような情報も入っておりませんので、 今後そういったどういう扱いか決まっていくものと思っております。

一方、リースの分につきましてもいろいろ本来産業復興機構ができる際にやはり課題と してされておりましたので、今回の東日本機構につきましてはリース債権についても含む というような情報はいただいているところでございます。

〔斉藤信委員「わかりました」と呼ぶ〕

○熊谷泉委員長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。